

令和6年第7回安平町議会定例会会議録（第3号）

令和6年9月20日（金曜日）午前10時00分開会

1 招集年月日 令和6年9月20日（金曜日）

2 招集の場所 安平町議会議場

3 出席議員（10名）

議席番号

1番 工藤 秀一	2番 米川 恵美子	3番 小笠原 直治
4番 鳥越 真由美	7番 三浦 恵美子	8番 箱崎 英輔
9番 内藤 圭子	10番 高山 正人	11番 梅森 敬仁
12番 多田 政拓		

4 欠席議員 5番 田村 興文

5 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者

町長 及川 秀一郎	教育委員会教育長 井内 聖
代表監査委員 小川 誠一	

6 町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副町長 田中 一省	総務課長 岡 康弘
総務課参事 池田 恵司	政策推進課長 渡邊 匡人
政策推進課参事 山口 崇	税務住民課長 奥田 浩司
税務住民課参事 佐々木 智紀	産業振興課長 森池 和哉
建設課長 塩谷 慎嗣	建設課参事 伊藤 富美雄
健康福祉課長 阿部 充幸	健康福祉課参事 小坂橋 憲仁
水道課長 佐々木 貴之	水道課参事 谷村 英俊
総合支所長 村上 純一	

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教育次長 永桶 憲義	教育委員会参事 佐々木 英生
------------	----------------

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 木林 一雄	課長補佐 石塚 一哉
------------	------------

○ 議事日程（第2号）

日程番号	議案番号	付議案件
日程第1	議案第9号	令和6年度安平町一般会計補正予算（第7号）について
日程第2	議案第10号	令和6年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第3	議案第11号	令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
日程第4	議案第12号	令和6年度安平町水道事業会計補正予算（第2号）について
日程第5	議案第13号	令和6年度安平町下水道事業会計補正予算（第3号）について
日程第6	意見案第1号	新型コロナウイルスに対する経済的な負担軽減を求める意見書（案）について
日程第7	意見案第2号	訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書（案）について
日程第8	意見案第3号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）について
日程第9		議会運営委員会委員の選任について
日程第10		議員派遣の件について
日程第11		総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第12		経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第13		議会運営委員会の閉会中の継続審査申し出について

○ 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第9号 ～ 閉会

○ 会議録署名議員

議長は、本定例会の会議録署名議員に次の2人を指名した。

4番	鳥越 真由美
9番	内藤 圭子

会 議 の 顛 末

◎ 再開・開議宣告及び議事日程の報告

○議長（多田政拓君） おはようございます。

只今の出席議員数は10名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎ 日程第1 議案第9号

○議長（多田政拓君） 日程第1、議案第9号 令和6年度安平町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 議案第9号朗読

議案第9号

令和6年度安平町一般会計補正予算（第7号）について

令和6年度安平町一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり提出する。

令和6年9月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

地方交付税の決定等により、令和6年度安平町一般会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別冊補正予算書をご覧願います。

議案第9号

令和6年度安平町一般会計補正予算（第7号）

令和6年度安平町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44,647千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,793,169千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和6年9月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

令和6年度安平町一般会計補正予算(第7号)について提案説明をいたします。今補正の主なものにつきまして、歳入では固定資産税の課税額決定による2820万9000円の増額、普通交付税の交付額決定による2億9827万円の増額などで、歳出では新型コロナウイルスワクチンの定期接種による業務委託料1853万6000円の増額などです。

それでは歳出から説明いたします。15ページをお開きください。2款総務費1項2目電子計算費(1)防災行政情報告知ネットワーク構築事業10節はエリア放送光ファイバー伝送路の修繕料の増で、14節は電柱所有者からの移設要請によるエリア放送光ケーブル移設工事費の増額です。(2)総合行政ネットワークシステム運用事業、12節はコンビニ交付システム構築費用の増、18節は定額減税に伴う住民税システムなどの対応による改修等による増額です。(3)電算機器等管理経費は電柱所有者からの移設要請による町内ネットワーク光ケーブル移設工事費の増額です。16ページ、7目財産管理費(1)庁舎管理経費は令和7年度の新規採用職員及び破損等により今後入れ替えが見込まれる事務用机・椅子等の購入をするものです。10目企画費は令和5年度物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金事務費及び令和4年度デジタル田園都市国家構想交付金の会計検査院実地検査結果における返還金見込み額を計上するもので、11目まちづくり推進費(1)定住促進事業は新規就農定住促進助成金に関する対象者の増加によるもので、(2)まちづくり事業支援交付金事業は対象団体からの需要額が当初の見込みを上回ったため増額するものです。15目財政調整基金費(1)財政調整基金積立金は満期を迎える定期預金の利子を積み立てるもので、(2)産業づくり基金積立金は森林環

境譲与税の増額補正相当分を積み立てるものです。17ページ、5項1目統計調査総務費は当初予算の勤務日数積算誤りにより不足が生じることから増額するものです。

3款民生費1項1目社会福祉総務費は当初の見込みに比べ申請件数が増加しているため増額するもの。5目ぬくもりセンター施設費は施設設備の老朽化に伴い修繕等が増加しており、冬期に向けてポンプや配管などの不具合が予想され予算に不足が見込まれることから増額するものです。18ページ、10目高齢者福祉施設費(1)高齢者施設管理運営経費は、ぽっぽ苑及びはーと苑の設備の老朽化に伴う修繕等が増加しており今後もロスナイのフィルター交換や入居者退去時の居室修繕に伴う町負担分も予想され、予算に不足が見込まれることから増額するもので、(2)デイサービスセンター改修事業はデイサービスセンター「サクル」の多目的室のエアコン設置工事において当初予算では不足が生じるため増額するものです。11目介護支援費(1)介護保険事業特別会計繰出金は介護保険事業特別会計の補正による繰出金の増額で、(2)介護支援事業経費は令和5年度介護保険事業費補助金の実績報告による返納見込額の計上です。2項4目認定こども園等運営経費は令和5年度子育てのための施設等利用給付交付金の国費及び道費の超過分を計上するものです。

19ページ、4款衛生費1項1目地域保健費は、あびら追分クリニックの老朽化に伴う施設修繕料に不足が見込まれることから増額するもの。2目予防費(1)健康診査事業は成人歯科検診受診率が向上したことにより当初予算では不足するため増額するもので、(2)予防接種事業は令和5年度感染症予防事業費国庫負担金の交付決定に伴い返還金を返還に伴い計上するものです。(3)新型コロナウイルスワクチン接種対策事業12節はワクチン接種が定期化されるため見込まれる1441人分を増額するもので、18節は令和5年度新型コロナウイルスワクチン補助金等の返還に伴い計上するものです。20ページ、3目母子保健費は利用者数が当初の見込みを上回ったため増額するもの。5目環境衛生費は過疎対策事業債の配分調整により減額となったため財源振替をするものです。

6款農林水産業費1項2目農業総務費は農業新聞購読料改定により増額するもので、4目農業振興費(1)生産振興対策事業経費は、てん菜から需要の高い作物への転換支援事業などに対する補助金で、計画の承認及び割り当て内示があったことから計上するもの、(2)鳥獣被害防止総合対策事業経費は現在利用しているアライグマの殺処分場は換気設備や水道設備も無いことから新たに移設するための費用を計上するものです。21ページ、(3)環境保全型農業直接支援対策事業経費は計画変更の認定により予算不足が生じるため増額するもの、9目ダム管理費は基幹水利施設整備補修に係る労務単価の高騰による予算不足に伴い増額するもので、5項2目林業振興費は執行残の整理です。

22ページにまたがる7款商工費1項1目商工業振興費(1)商工振興事業経費は補助金対象者の増による増額で、(2)安平町商工会補助金は商工会が実施しているプレミアム付き商品券の販売事業に対する補助金で予定していた発行数を上回る購入申込みがあったため超過分に対する補助金を増額するものです。

8款土木費2項2目道路維持費12節維持補修業務委託料は、凍上による舗装修繕箇所が例年より多かったため増額、町有車運転業務委託料は町道の草刈り範囲増加のため増額するものです。3目道路新設改良費及び4目橋りょう維持費は、いずれも過疎対策事業債の配分調整により減額となったため財源振替をするものです。23ページ、3項1目河川維持費は融雪期の河岸崩れの被害箇所の増により増額するもので、4項2目公園費10節はウッドチップの燃料費に不足が生じるため増額、14節は令和6年4月21日に発生したみずばしょう公園内にある木製橋の崩落事故に伴う復旧工事を行うものです。5目公共下水道費は下水道事業会計補正予算による負担金等の補正です。24ページ、5項1目住宅管理費は本定例会9月18日町長より行政報告にて報告いたしました但しを改めて概要をご説明します。令和4年度と令和5年度の公営住宅家賃が平成30年度の税制改正に伴い、令和3年7月1日以降の公営住宅家賃の算定において入居者又は同居者に給与所得又は公的年金等に関わる雑所得を有する者がいる場合には1人につき10万円を控除する必要がありましたが、制度改正後のシステム変更後も従前の方法により入力していたことにより今回控除される10万円の控除がされておらず家賃収入分が本来より高く認定されていた入居者がおり、当該年度分を再度算出した結果、積算誤りが判明したため対象者に対し還付を行うもので、今後の対策として家賃積算システムの入力欄を従前からの入力欄から現入力欄への全戸修正し、入力時の入力欄の確認を行いながら正確に入力を行い、今後同様の過ちを起ささないよう慎重に努めてまいります。なお、家賃の過誤徴収分の還付につきましては各年度の未納者には減額した後の請求を、納付済み入居者には令和6年度分は本年度予算内で還付させていただき、令和4年度と令和5年度分については予算成立後、還付手続きに入らせていただきますことをご理解願います。2目住宅建設費は入札執行残の整理です。

10款教育費1項4目教育振興費は値上げにより当初予算では不足が生じることから増額するもの。25ページ、4項2目教育振興費は予算の重複計上があったため減額するものです。5項1目社会教育総務費は全道・全国大会へ出場選手が多く予算不足が見込まれることから増額、6項3目体育施設費10節は高額修繕が重なり今後の予算不足が見込まれることから増額、14節及び26ページ、7目スポーツセンター管理費は、いずれも当初予算時より見積額が増額となり予算に不足が生じるため増額するものです。

11款公債費1項1目元金及び2目利子は令和5年度に普通交付税で追加交付となった臨時財政対策債償還基金費の令和6年度充当分を財源振替するも

のです。

引き続き歳入の説明をさせていただきますので6ページをお開きください。

1款町税1項1目個人町民税2項1目固定資産税及び3項1目軽自動車税種別割は、いずれも課税額決定によるものです。

7ページ、2款地方譲与税3項1目森林環境譲与税及び11款地方特例交付金は決算見込みにより増額するものです。

8ページ、12款地方交付税は交付額決定によるもので、前年度と比較しますと1億375万3000円、4.6%の増となっています。主な要因としましては基準財政需要額では控除となる臨時財政対策債の減額などにより1906万円の減額となったが、基準財政収入額では町民税の減額などにより1億4449万5000円の減額となったことによるものです。

16款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金は決算見込による減額で、9ページ、3目衛生費国庫補助金、地域自殺対策強化交付金は国庫補助金として計上していましたが道を経由する間接補助金となりますので予算の組み替えをおこなうもの、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業補助金は定期化されたワクチン接種に係る費用に対し補助されるもので、母子保健衛生費補助金は産後ケア事業に対する補助金です。

17款道支出金2項3目衛生費道補助金は先ほど16款国庫支出金で説明しましたが、間接補助金となるため国庫支出金から道支出金へ予算を組み替えたものです。10ページ、4目農林水産業費道補助金、持続的畑作生産体系確立緊急事業補助金は事業に対し10/10の補助となります。環境保全型農業直接支援助策事業補助金は計画変更による増額分に追加交付されるものです。

11ページにまたがる18款財産収入1項2目利子及び配当金、財政調整基金積立金利子は満期を迎える定期預金の利子の増額で、北海道曹達株式会社配当金は株式譲渡により減額するもの、株式会社苫東配当金は配当額の確定により増額するものです。2項3目株券払戻金はそれぞれ株式の買戻しによるものです。

12ページ、20款繰入金1項1目財政調整基金繰入金は今補正の財源調整で、2目減債基金繰入金は令和5年度積み立てた臨時財政対策債償還基金費の令和6年度分を地方債の元利償還金に充当するものです。3目まちづくり基金繰入金は創業等支援事業補助金の財源充当などによるもの、5目ひとづくり基金繰入金は文化スポーツ大会参加助成金の財源充当で、10目まちづくりファンド基金繰入金は、まちづくり事業支援交付金の財源充当により増額するものです。

13ページ、22款諸収入4項2目過年度収入は、いずれも負担金等の確定によるもの。6目雑入いきいきふるさと推進事業助成金は、それぞれ採択による計上で、雑入は記載のとおりです。

14ページ、23款町債1項1目臨時財政対策債は地方交付税の不足分として毎年発行が認められ元利償還金の全額が後年度の普通交付税により交付され

るものですが、発行可能額が確定したことに伴い増額するものです。3目衛生債から5目教育債は、いずれも過疎対策事業債の減額調整により一部を減額するものです。

次に地方債補正について説明します。3ページをお開きください。

第3表地方債補正は変更として臨時財政対策債の限度額を1346万円から1555万9000円に、合併処理浄化槽設置事業は限度額を220万円から180万円に、道路施設長寿命化修繕事業は限度額を5650万円から4730万円に、遠浅酪農2号線改良舗装事業は、限度額を3810万円から3190万円に、追分市街4号線改良舗装事業は限度額を3500万円から2930万円に、橋りょう長寿命化修繕事業は限度額を1560万円から1310万円に、スポーツセンター整備事業は限度額を5850万円から4900万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4464万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億9316万9000円とするものでございます。ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。15ページをお開きください。15、16ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ17、18ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ19、20ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 19ページの4款2目の予防費の新型コロナウイルスワクチン接種対策事業のワクチン接種業務の詳細、対象などお伺いできたらと思います。

〔小坂橋健康福祉課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） コロナワクチン接種の業務委託料の関係ですが、こちらについては65歳以上の方が対象となりまして、これはあくまで

も今回任意接種ということで希望する方が接種を受けることになっています。こちらの業務委託料ですが、町内でいけば渡邊医院とあびら追分クリニック、この2か所で接種することができます。今のところですが一応自己負担ということでお一人3000円を負担いただく形となっていて、ワクチン自体が1本1万5300円かかるものでして、そのうち8300円が国の補助金をいただける予定となっていて、町補助金として4000円を負担しまして残りの3000円は自己負担という形で進めさせていただきたいと考えています。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 例えばインフルエンザのワクチンも65歳以上だったと思うのですが、ワクチンの助成の時期にまだ64歳とかだとやっぱり次の年からじゃなきゃ受けられないという感じなのではないでしょうか。

〔小坂橋健康福祉課参事挙手〕

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課参事。
- 健康福祉課参事（小坂橋憲仁君） あくまでも町の補助を支出する要件として65歳以上の方としていますので、仮に64歳の方が受けるとなると全額自己負担の形になります。

- 議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） なければ21、22ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 21ページの一番上の環境保全型農業直接支援対策、こちらの内容詳細をお願いします。

〔森池産業振興課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 産業振興課長。
- 産業振興課長（森池和哉君） この環境保全型農業の取り組みというのは化学肥料だとか化学合成農薬を原則5割以上低減する取り組みに対して補助金が支払われるものとなっています。財源内訳としては国が2分の1、道が4分の1、町が4分の1を負担しているものです。主な取り組みとしては、例えばカバークロープとか堆肥施用、有機農業の方といったものが対象となりますが、このたび補正に至った経過ですが当初予算で見込んでいた面積が

520.27ha でしたが、今回新たに 69.7ha が増えたことによって金額が増となったものです。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 面積が増えたことによるということだったのですが、こちら有機農業の農家さんが増えたことで面積が増えたのか違う要因か、その点をお願いします。

〔森池産業振興課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 産業振興課長。
- 産業振興課長（森池和哉君） 三浦議員ご指摘のとおり一番増えた中身や有機農業の取り組みの面積が増えたことによるものです。戸数というよりは面積が増えたということです。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 確か面積とかも目標とかがあったかなと思うのですが、目標まで伸ばせたのかどうか、何パーセントまでいったのか。その辺もし分かればお願いします。

〔森池産業振興課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 産業振興課長。
- 産業振興課長（森池和哉君） この環境保全型農業の取り組みと、多分三浦委員がおっしゃっているのはオーガニック宣言に基づく面積の計画の目標だと思います。今回のこの補正の案件とは別の話なのかなとは思っていますが、概ね当初目標設定した 10ha 増の目標は現在達成している状況です。

- 議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔小笠原議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 小笠原議員。
- 3番（小笠原直治君） 私は 22 ページの創業支援等の補助金の関係なのですが、この補助金を出すにあたって本当に継続的にしっかりその事業が生業として成り立っていくのかという見極めなのですね。そこをしっかりと行政側としてやっているのか。確かにやってみなければわからないという面もわからないわけではありませんが、そう簡単に手を挙げたから、基準に合っているから出すということには私はならないだろうと思っているので、そこ辺り

については十分私は気を付けて補助金は出していると思いますが、そこ辺りの考え方についてどのような考え方を持っているのか伺います。

〔村上総合支所長挙手〕

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） 小笠原議員がおっしゃるとおりで要綱は要綱としてあるのですが、それに合致すれば申請はしていただけるのですが、ただその申請した内容が果たして本当に継続して生業としてやっていけるかというところは、そこはしっかり見ていかなければならないところで、近年創業するケースも多くなっているのも事務局側でもそこは審査して、まずは申請を受ける段階でそこら辺のやりとりを申請者といろいろやって本当に現実的なものなのかどうか、そういったところを見極めをした上で申請をいただいて、それが適当かどうかを最終的には商工会、町内の金融機関を含めた会議があるのですが、そこで金融機関の方々からのご意見もいただきながらアドバイスするところはアドバイスをして、その上で最終的に交付決定するような流れでやっています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ 23、24 ページで質疑はありませんか。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 24 ページの還付金の絡みです。副町長が言って今後気を付けてやりますと言われたと思うのですね。私はそうではなくて、私は責任追及ではないですよ。なぜこういうことが起きたのかって背後要因をしっかりと出して原因究明を行って、こういうことがあってこういう形になりましたってことを各課共有の事として、教訓として活かさなかったら、また同じことを繰り返していきたくらうと思うのです。そう言う意味では私はしっかりとこれは、はい気を付けます、しっかり見つめてやりますっていう単に簡単に終わる問題ではないと思うので副町長しっかりとそこ辺りのいわゆる背後要因、原因究明をやって職員に対してしっかりと指導して、各課共通の課題として受け止めるようにご指導をお願いしたいと思います。

〔田中副町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 小笠原議員のおっしゃるとおりです。この原因究明についても先ほどの行政報告の中で1回入力したものを広報紙の中で算定の仕

方を広報し、その算定の仕方を原課、建設課の中で再度手で計算したところ誤りではないかというところから始まってきています。これらについても今後入力等の部分については間違いが起り得る可能性についてはしっかり確認しながら正確なる入力等に努めていきたいと。これらについても各職員、同じ過ちが起きないように形、教訓として活かしていきたいと思います。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ25、26ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出を終わり、

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 25ページの4項2目の義務教育学校教育振興経費のところなのですが。こちら重複計上とご説明いただいたのですが、その要因はどのようなものだったのか伺います。

〔永桶教育次長挙手〕

○議長（多田政拓君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 一昨年、義務教育学校ができて1年目部活動の後援会費といった内容のものなのですが、当初中学校費だけに入れてしまったりという形を取りまして科目の構成をしたところだったのですが、もともとあったものを消さずに振興費の方にまとめていたのが重複計上になってしまったということが、支出の段階で2つ残ってしまっていたことが判明しましたのでこちらの方を削らせていただいたと。ですから本年度から小学校、中学校、義務教育学校という中で全体の経費を見る形に変えていますので、その辺の事務的なミスということでこういった状態が起こってしまったということです。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 先ほどの前のページでも出たとおり、こちらでも再発防止に一応、金額は少ないですが努めていただいて各課共通でやっていただけるといいなと思いますのでその辺のところよろしく願います。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出を終わり歳入に入ります。6ページをお開きください。6、7ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 6ページの町税の個人部分の町税の部分と固定資産税の部分。決算確定したということなのですが、増額要因主なもの、わかればお願いします。

〔奥田税務住民課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 税務住民課長。

○税務住民課長（奥田浩司君） 個人住民税と固定資産税の増額要因ということですが、そもそも予算の作成時点において次年度の住民税、固定資産税を予測するのはかなり難しいことです。個人住民税、固定資産税でもいいですが過去の大体平均値を採用して予算編成を行っているところですが、まず個人住民税に関しては従来からご説明しているとおり、うちの町の特殊事情として特定の個人の方の事業所得の増減が大きいといったことが1つ挙げられるかなど。もう1つ固定資産税については、固定資産税は土地、家屋、償却資産について課税されているところですが、土地、家屋については3年ごとに見直しをして今年が見直しの年です。償却資産については毎年あるのですが、この増減幅がなかなか予測が難しいというところで、今回は調定額が、当初課税額が決定したので当初課税額に対して大体の収納率を出しまして、今年度大体予算額がわかりましたので補正させていただいたという経緯になります。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ8、9ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ10、11ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ 12、13 ページで質疑はありませんか。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10 番（高山正人君） 13 ページの 6 目雑入のところですが。雑入のところに 20 万 8000 円という平成 23 年度安平町地域農業支援システム整備事業補助金で取得した財産の処分にかかる返還金って、この中身の説明を。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） ちょっと資料を持ってきていなくて、お時間いただきたいと思うのですが。

○議長（多田政拓君） 暫時休憩します。

（暫時休憩）

○議長（多田政拓君） 休憩を解いて会議を開きます。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） 大変申し訳ございません。町内にある団体が平成 28 年にプレハブ兼事務所を事業拡大のために、この地域農業支援システムの事業を使いながら建設を行いました。

○議長（多田政拓君） 23 年ですよ。

○産業振興課長（森池和哉君） 23 年です。それが平成 6 年の 5 月 31 日北の菜の花会の

○町長（及川秀一郎君） 令和 6 年。

○産業振興課長（森池和哉君） 令和 6 年ですね。5 月 31 日付けで財産処分を行ったことに伴いまして補助金の還付が生じたものです。還付の生じた原因については現構成員による事業継続が困難となったことからこのプロジェクトを解散し補助金返還に至ったものです。

○議長（多田政拓君） 他に。

〔高山議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 高山議員。

○10 番（高山正人君） その辺もちょっと詳しくわからないのですよ。正直なところ返還金になったというところがちょっと。お金が返ってきたというところのシステムがもうちょっと詳しく教えていただけますか。飲み込めなかったのです。

〔森池産業振興課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森池和哉君） 補助金を支出する時に減価償却期間というのが設けられています。それに達しない時に、その目的を達成できずに短くなった場合に関しては残存価格が残ってくるものですからその分の返還をいただく中身になってきています。一定期間を過ぎれば当然残存金額が無くなるものですから補助金の返還は発生しません。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ 14 ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳入の質疑を終わり、3 ページをお開きください。第 2 表地方債補正について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 総括的な質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なしと認めます。

次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第 9 号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第 9 号は原案のと

おり可決されました。

◎ 日程第 2 議案第10号

○議長（多田政拓君） 日程第 2、議案第 10 号 令和 6 年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 議案第 10 号朗読

議案第10号

令和 6 年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について

令和 6 年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 18 日提出

安平町長 及川秀一郎

（提案理由）

北海道国民健康保険団体連合会負担金の増額により、令和 6 年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により提案するものである。

別冊、補正予算書をご覧ください。

議案第10号

令和 6 年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度安平町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定

めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ198千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ885,165千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

はじめに歳出のご説明をいたします、6ページをお開きください。1款総務費1項2目連合会負担金は、国保事業報告システムの機能追加に伴う改修のため増額するものです。

7ページにわたる3款国民健康保険事業費納付金1項1目一般被保険者医療給付費分及び2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等並びに3項1目介護納付金分は、納付金の確定による補正となります。

9款基金積立金、1項1目基金積立金は、国民健康保険事業費納付金の減額による基金の増額補正となります。

次に歳入のご説明をいたします、5ページをお開きください。3款道支出金1項2目2節保険給付費等交付金は、歳出1款国保事業報告システム改修費の財源として増額。

以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8516万5000円とするものでございます。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長(多田政拓君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。歳出6ページをお開きください。6、7ページで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ歳出の質疑を終わり歳入の質疑を行います。5ページをお開きください。5ページについて質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） なければ総括的な質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言
はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第 10 号を採決します。
本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第 10 号は原案のと
おり可決されました。

◎ 日程第 3 議案第 11 号

○議長（多田政拓君） 日程第 3、議案第 11 号 令和 6 年度安平町介護保険事
業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。提案説明を求めま
す。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 議案第 11 号朗読

議案第 11 号

令和 6 年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について

令和 6 年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を別紙のとおり提
出する。

令和 6 年 9 月 18 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

保険給付費の増額等により、令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別冊、補正予算書をご覧ください。

提案説明を訂正させていただきます。保険給付費の増額等によりということでしたが、地域支援事業費の増額となります。

議案第11号

令和6年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和6年度安平町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(保険事業勘定歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,306千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,099,610千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

はじめに歳出からご説明します、7ページをお開きください。3款地域支援事業費3項1目包括的支援事業・任意事業費は、介護支援専門員のフルタイム化による予算組み替えにかかる補正となります。

8ページにわたる4款諸支出金1項2目償還金は、令和5年度の事業実績に伴う返納金となります。

5款予備費につきましては歳入歳出補正に伴う財源補正となります。

次に歳入のご説明をいたします、5ページをお開きください。4款国庫支出金2項3目地域支援事業交付金及び6ページにわたる6款道支出金2項2

目地域支援事業交付金は、歳出3款の補正に伴う交付金の補正です。

7款繰入金1項3目地域支援事業費繰入金は、歳出3款の補正に伴う一般会計繰入金の補正です。

以上、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ130万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9961万円とするものでございます。ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

- 議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。保険事業勘定歳出7ページをお開きください。7、8ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
○7番（三浦恵美子君） 8ページの1項2目償還金の部分の償還の関係なのですが、確か6月19日にも補正されたのではないかと思うのですが、こちらとの関係で違う内容での償還なのか、それとも同じ内容での償還なのか、この辺の詳細をお願いします。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課長。
○健康福祉課長（阿部充幸君） 今回こちらの償還金については、低所得者保険料の軽減の部分と介護保険事業補助金の介護報酬の改訂がありましたので、そのシステム改修に伴う補助金の返還となっています。

〔三浦議員挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
○7番（三浦恵美子君） 6月に補正されたものとは別のことという認識でいいのでしょうか。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

- 議長（多田政拓君） 健康福祉課長。
○健康福祉課長（阿部充幸君） 6月に補正した部分とは全く違う、低所得者と介護報酬の改訂にかかるシステムの部分です。

- 議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） ちょっと気になったので聞いてみたいのですが、7ページの会計年度任用職員の絡みで、パートからフルタイムに変えたということですね。これ変えた理由はどういう業務が増えたためにパートからフルに変えたのか。業務量は何が増えて変えたのかお知らせください。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 現在、地域包括支援センターで地域包括ケアシステムにかかる事業等いろいろ進めているのですが、その中で介護予防のケアプランを作る仕事もあるのですが、主にケアプランを作る仕事というのは現在会計年度任用職員でケアマネージャーの資格を持っている方に主にやっていただいているのですが、その部分で今、会計年度任用職員のケアマネージャーが3名いるのですが、その3名の方にフル稼働していただいてケアプランナーとしてケアプランの作成を行っていただいています。その余力の部分で地域包括支援センターの職員が認知症の施策の部分とか在宅医療介護連携生活支援体制整備事業といったものをやっています。1名の方が時間を制限しながら、家庭の事情もあって仕事をケアプランナーとしてお願いしていたのですが、その方がいろいろな事情を考慮、お互いに考慮いただきながらフルタイムでもケアプランナーとして仕事ができるということになりましたので、その部分でフルタイムとさせていただきます。

〔小笠原議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 小笠原議員。

○3番（小笠原直治君） 課長、そんな本人がパートでいいですよって言って、今度はフルでいいですよって、そんな簡単にはいそうですね。業務量があるんですけど、今まではパートで。それが本人の申告で私フルで働きますからお願いしますって。そんな簡単なものではなくて、今までできていたものが本人の申告によってフルにしたいからいいですよってことにしか聞こえないのですよ。ではなくて、今まで辛抱させていたから、いわゆる3人、包括の中で。結局労働負担の部分によって軽減化をされるということでフルにしたという解釈にしてほしいということですね。本人から申し上げではなくて。ではないの。負担を戻してくれというわけではないの。

〔阿部健康福祉課長挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（阿部充幸君） 地域包括支援センターの職員は保健師今3名と社会福祉士2名がケアプランナーもやりながら認知症施策だったり、在宅医

療介護連携生活支援体制整備事業、一般介護予防事業というところの事業を行っています。そのケアプランナーは大体1人20件とか30件とかケースを持って、例えば困難事例だったりするとそのケースに1週間とかかかったりすることもあります。家の中がかなり惨烈していたりすると、その片付けとかもやったりすることもありますので、なかなか余力を全部集中してしまうと認知症施策といった部分が今以上に発展させて地域包括ケアシステムの構築の推進を図らなければならないのですが、なかなかそこがうまく行っていないと。そういった意味でケアプランナーと事業は分けてやっていきたいというところが戦略としてありましたので、今幸運にも安平町には3名のケアプランナーが会計年度任用職員でいますので、そういった方をできればフルに活用しながら事業を進めて地域包括ケアシステムの構築の推進を図っていききたいというところで動いています。

〔及川町長挙手〕

○議長（多田政拓君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 簡単に言いますとケアプランを作成する人の数が増えてきたのです。ぎりぎりの中でやってきて、それを何とかパートでお願いしていたのですが、実態に合わせてフルで勤務が可能になるという調整ができたので今回フルにさせていただいた。ですから、何かパートで十分やっていた仕事を本人の都合によってフルに変えたということではなく、業務量に応じて増やしたということでご理解いただきたいと思います。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出の質疑を終わり歳入の質疑に移ります。5ページをお開きください。5、6ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければこれで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから議案第11号を採決します。本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 4 議案第12号

○議長（多田政拓君） 日程第 4、議案第 12 号 令和 6 年度安平町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。提案説明を求めます。

〔谷村水道課参事挙手〕

○議長（多田政拓君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 議題 12 号朗読

議案第12号

令和 6 年度安平町水道事業会計補正予算（第 2 号）について

令和 6 年度安平町水道事業会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 18 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

施設管理費等の増額により、令和 6 年度安平町水道事業会計補正予算について、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により提案するものである。

別紙、補正予算書に基づき説明します。最初のページをご覧ください。

議案第12号

令和 6 年度安平町水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度安平町の水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和6年度安平町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第2条では支出の第1款水道事業費用において通信運搬費の追加により12万6000円増額し、収益的支出の総額を3億5783万1000円とするものです。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出に対して不足する額「75,142千円」を「75,503千円」に、減債積立金「24,329千円」を「24,690千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

令和6年9月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

第3条では支出の第1款資本的支出において水道施設改修工事費の追加により36万1000円増額し、資本的支出の総額を1億3535万1000円とするものです。

それでは今回の補正予算について、3ページの令和6年度安平町水道事業会計補正予算事項別明細書第2号により詳細をご説明いたします。

収益的支出、1款水道事業費用1項1目原水及び浄水費につきましては4節通信運搬費について補正を行うもので、旭増圧ポンプ場と旭浄水場の通信を光回線に変更したことに伴い12万6000円を増額補正するものです。

4ページの資本的支出につきましては、1款1項1目配水設備改良費3節工事請負費について補正を行うもので、旭増圧ポンプ場の運転状況を旭浄水場にデータ通信している回線において通信不良が見られることからプログラムの変更を行い、これまでの回線を光回線に更新するため36万1000円増額補正を行うものとなります。

なお、1ページから2ページにわたる令和6年度安平町水道事業会計補正予算実施計画第2号につきましては、これまで説明いたしました補正予定額の目の段階における付属資料となります。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願いたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。

本補正については、第1条の総則から次のページにまたがる第3条資本的収入及び支出まで一括で質疑をお受けします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ質疑なしと認めこれで質疑を終わります。
次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから議案第12号を採決します。
本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第5 議案第13号

○議長(多田政拓君) 日程第5、議案第13号 令和6年度安平町下水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題とします。提案説明を求めます。

[佐々木水道課長挙手]

○議長(多田政拓君) 水道課長。
○水道課長(佐々木貴之君) 議案第13号朗読

議案第13号

令和6年度安平町下水道事業会計補正予算(第3号)について

令和6年度安平町下水道事業会計補正予算(第3号)を別紙のとおり提出する。

令和6年9月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

下水道事業の起債協議等により、令和6年度安平町下水道事業会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別紙、補正予算書に基づき説明します。最初のページをご覧ください。

議案第13号

令和6年度安平町下水道事業会計補正予算（第3号）

(総則)

第1条 令和6年度安平町の下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和6年度安平町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第2条、収入の第1款下水道事業収益は、受益者分担金全納報奨金及び浄化センター修繕費の増加に伴い175万2000円を増額し、収益的収入の総額を6億8267万2000円とするものです。

支出の第1款下水道事業費用についても受益者分担金、全納報奨金及び浄化センター修繕費にかかる費用として185万2000円増額し、収益的支出の総額を6億5442万8000円とするものです。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入が資本的支出に対して不足する額「15,792千円」を「29,092千円」に、「当年度分損益勘定留保資金15,792千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,986千円、引継金3,984千円及び当年度分損益勘定留保資金18,122千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第3条では収入の第1款資本的収入は企業債、事業費の確定による減額などにより1330万円減額し、資本的収入の合計を3億9238万6000円とするものです。

(企業債)

第4条 予算第5条の表中に定めた下水道事業債の限度額「136,700千円」を「170,500千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第5条 予算第9条に定めた補助を受ける金額「190,157千円」を「192,009千円」に改める。

令和6年9月18日提出

安平町長 及 川 秀一郎

それでは今回の補正予算について4ページの令和6年度安平町下水道事業会計補正予算事項別明細書第3号により詳細を説明いたします。

収益的収入、1款下水道事業収益2項2目他会計補助金1節他会計補助金一般管理費は、受益者分担金全納報奨金の受取対象者の増加に伴う財源を1万5000円増額。2項2目他会計補助金1節他会計補助金施設管理費は、追分浄化センターし渣脱水機分解整備の費用において物価高騰に伴う財源を183万7000円増額するものです。4目企業債1節企業債は、下水道事業起債協議に伴い財源10万円を減額するものです。

5ページの収益的支出、1款下水道事業費用1項2目下水道処理場費3節修繕費は、し渣脱水機分解整備の物価高騰分を183万7000円増額、1項3目総係費5節報償費は、受益者分担金全納報奨金対象者の増加により1万5000円増額補正するものです。

続きまして6ページの資本的収入、1款資本的収入1項1目企業債は、下水道事業起債協議に伴い1330万円の減額となります。1項2目資本費平準化債1節資本費平準化債は、下水道事業起債協議に伴い4720万円増額補正するものです。4項1目他会計負担金1節は、下水道事業起債協議に伴い4720万円を減額補正するものです。

なお、1ページから4ページにわたる令和6年度安平町下水道事業会計補正予算実施計画第3号につきましては、これまで説明いたしました補正予算額の目の段階における付属資料となります。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(多田政拓君) 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。

本補正については第1条の総則から次ページの第5条他会計からの補助金

まで一括で質疑をお受けします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから議案第13号を採決します。
本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第6 意見案第1号

○議長(多田政拓君) 日程第6、意見案第1号 **新型コロナウイルスに対する経済的な負担軽減を求める意見書(案)**についてを議題とします。事務局長に朗読させます。

○議会事務局長(木林一雄君) 意見案第1号朗読

意見案第1号

新型コロナウイルスに対する経済的な負担軽減を求める意見書(案)について

標題の意見書(案)を別紙のとおり提出する。

令和6年9月18日提出

提出者 安平町議会議員 三浦 恵美子

賛成者 安平町議会議員 内藤 圭子

本件意見書の内容については、この後の提出議員からの趣旨説明によらせていただきます。なお、本件意見書が決定された場合の提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣となっています。以上です。

○議長（多田政拓君） 朗読が終わりましたので、本件について提出議員の趣旨説明を求めます。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 本意見書案は、本文の朗読をもちまして趣旨説明とさせていただきます。

新型コロナウイルスに対する経済的な負担軽減を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症に関して、昨年5類移行後も行われていた抗ウイルス薬や入院費の自己負担を軽減するなどの支援制度が2024年3月末で終了しました。

医療の逼迫や医療崩壊を防ぐためには、重症患者の増大を抑えることが必要です。しかしこの間、窓口負担の経過措置終了により、抗ウイルス薬は約15,000～約30,000円（3割負担の場合）にもなる高い自己負担を理由に処方避ける傾向が広く生じていると報道されています。

また、秋から新たな枠組みで接種が始まる新型コロナワクチンの自己負担も、65歳以上と60～64歳で重い基礎疾患を持つ場合は最大で7,000円、それ以外の場合は15,000円程度になると言われており、ワクチン接種を希望しても高額のために接種できない場合が出ることも懸念されます。

新型コロナウイルス感染症の流行による医療逼迫や医療崩壊を防ぎ、必要な医療を提供し命と健康を守るために以下のとおり要請します。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症治療薬の自己負担への助成を行い、タミフルなど他の感染症で用いられるものと同水準とするなど、新たな公費補助を創設すること。
- 2 高齢者と基礎疾患のある人を重症化から守るためにも、ワクチン接種は引き続き重要な予防手段であり、経済的負担から接種を諦めることのないよう負担軽減制度を創出し、自己負担を減免すること。
- 3 ワクチンの有効性・安全性について、新たな知見・エビデンスも含めて情報

提供を行い、国民の疑問に応えること。副反応についての原因究明と被害者救済に万全を期すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和6年9月18日

北海道勇払郡安平町議会議長 多田 政拓

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣

皆様ご審議の上ご賛同いただきますよう、よろしく申し上げます。

○議長(多田政拓君) 提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これから本件について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから意見案第1号を採決します。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって意見案第1号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第7 意見案第2号

○議長(多田政拓君) 日程第7、意見案第2号 訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書(案)についてを議題とします。事務局長に朗読さ

せませ。

○議会事務局長（木林一雄君） 意見案第2号朗読

意見案第2号

訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書（案）について

標題の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和6年9月18日提出

提出者 安平町議会議員 三浦 恵美子

賛成者 安平町議会議員 米川 恵美子

本件意見書の内容については、この後の提出議員からの趣旨説明によらせていただきます。なお、本件意見書が決定された場合の提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣となっています。以上です。

○議長（多田政拓君） 朗読が終わりましたので、本件について提出議員の趣旨説明を求めます。

〔三浦議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 本意見書案も、本文の朗読をもちまして趣旨説明とさせていただきます。

訪問介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書（案）

訪問介護事業者の倒産が昨年過去最多を更新し、深刻な経営状況の事業者も少なくない中で、4月から介護報酬の改定によって訪問介護の基本報酬が引き下げられました。一般社団法人全国コープ福祉事業連帯機構が行った緊急アンケートでは、基本報酬の引き下げにより事業収入が減収し、直行直帰型ヘルパーの人材

不足が顕著になっていることが報告されています。このままでは、在宅介護が続けられない事態になりかねません。

そもそも、介護保険が創設された2000年から最低賃金は約1.5倍となりましたが、訪問介護の基本報酬は介護保険創設時よりも引き下げられるなど、全産業平均よりも賃金が低く抑えられてきました。そのため、ホームヘルパーの高齢化と人手不足は危機的状況です。公益財団法人介護労働安定センターが公表した令和4年度「介護労働実態調査」によれば、65歳以上の訪問介護員が26.3%を占め、有効求人倍率は15.53倍（22年度）にもものぼっています。こうしたホームヘルパーが置かれている現状について、2月2日に東京高等裁判所は「賃金支払いの法令遵守や賃金水準の改善と人材確保が長年の政策課題とされながら、課題解消に至っていない事実は認められる」と認定しています。

訪問介護を取り巻く厳しい状況の中で、政府が基本報酬を引き下げたことは、介護人材の確保をますます困難にするものです。

よって、政府においては、住み慣れた地域で安心して日常生活を続けられるように、訪問介護事業者の経営やホームヘルパーの待遇改善するために、訪問介護報酬を引き上げるための再改定を早急に行うことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和6年9月18日

北海道勇払郡安平町議会議長 多田 政拓

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

皆様ご審議の上ご賛同いただきますよう、よろしく申し上げます。

○議長（多田政拓君） 提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これから本件について質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから意見案第2号を採決します。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって意見案第2号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第8 意見案第3号

○議長（多田政拓君） 日程第8、意見案第3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）についてを議題とします。事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（木林一雄君） 意見案第3号朗読

意見案第3号

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）について

標題の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和6年9月18日提出

提出者 安平町議会議員 鳥越 真由美

賛成者 安平町議会議員 米川 恵美子

本件意見書の内容については、この後の提出議員からの趣旨説明によらせていただきます。なお、本件意見書が決定された場合の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣となっています。以上です。

○議長（多田政拓君） 朗読が終わりましたので、本件について提出議員の趣旨説明を求めます。

〔鳥越議員挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） この意見書案は、本文の朗読により趣旨説明とします。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給地域としての役割を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など、多くの課題を抱えている。

これらの課題を解消し、「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力を最大限発揮させるためには、平常時・災害時を問わない安定的な物流や、広域周遊観光を支える道路ネットワークが必要不可欠である。加えて、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要である。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、道路整備・管理に必要な予算を安定的に確保することが重要である。

よって、国においては、本年発生した能登半島地震や切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震を踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策など、国土強靱化の取組をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 賃金水準などの上昇も加味した上で、山積する道路整備の課題に対応していくため、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。
- 2 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の推進はもとより、その後も切れ目なく継続的・安定的に取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を令和6年内の早期に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保すること。
- 3 人流、物流の活性化に向けた高規格道路におけるミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワーク整備を推進すること。
- 4 国土強靱化の事業計画等に基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保すること。

また、近年の異常気象により、積雪寒冷地においては、凍結融解の繰り返しによる舗装の損傷が著しいことから、これに対応する制度の創設や財政支援の充実・強化を図ること。

- 5 冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。
- 6 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び各開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和6年9月18日

北海道勇払郡安平町議会議長 多田 政拓

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣

議員各位のご賛同よろしく申し上げます。

○議長（多田政拓君） 提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これから本件について質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから意見案第3号を採決します。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって意見案第3号は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第9

○議長（多田政拓君） 日程第9 議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

議会運営委員会については、委員であった工藤隆男委員が逝去され、田村委員から一身上の都合を理由に委員の辞退願が提出され、これを許可しております。よって現時点におきまして2名の欠員が生じていますので後任の委員2名を選任します。議会運営委員会の委員の選任については、安平町議会委員会条例第6条第4項の規定により議長が議会に諮って指名することになっています。

指名します。4番鳥越真由美議員、7番三浦恵美子議員を指名します。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって只今指名したとおり議会運営委員会委員が決定しました。なお、委員の任期は令和8年4月22日までとなっています。

◎ 日程第10

○議長（多田政拓君） 日程第10、議員派遣の件について議題とします。

お諮りします、令和6年11月25日に洞爺湖町において開催予定の胆振管内町村議会議長会主催による管内議会議員研修会に全議員を派遣したいと思っております。これについてご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

なお、この他に次の定例会までの間に議員の派遣について急施を要する事件が発生した時は、内容等を勘案の上議長において派遣議員を決定したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

◎ 日程第11～13

○議長（多田政拓君） 日程第11、総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について。

日程第12、経済常任委員会の閉会中の継続調査申し出について。

日程第13、議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について。

以上3件を一括議題とします。お手元に配布のとおり両常任委員長及び議会運営委員長から所管事務並びに所掌事務について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします、各委員会の閉会中の継続調査申し出については、申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。よって各委員会の閉会中の継続調査申し出については、申し出のとおり承認することに決定しました。

◎ 閉会宣告

○議長（多田政拓君） 以上をもちまして、本定例会の会議に付された議案の審議は全て終了しました。本会議の議事運営に特段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。令和6年第7回定例会を閉会します。ご苦労様でした。

閉会 午前11時30分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定に基づき、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
